

○豊明市私立保育所等運営費補助金交付要綱

平成30年3月29日

決裁

改正 平成30年8月31日

令和元年10月23日

令和2年7月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所の安定的な運営及び地域の実情に応じた多様な保育の提供を可能とするため、予算の範囲内において交付する私立保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）に関して、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金は、豊明市内において法第39条第1項の保育所又は同法第39条の2第1項の幼保連携型認定こども園（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員部分に限る。）を設置する者で、法第35条第4項の認可を得たものに対して交付する。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 1歳児保育実施費補助事業 満1歳以上満2歳に満たない幼児5人につき1人以上の保育士配置を確保できるように、保育所への支援を行い、もって保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図る事業
- (2) 障害児保育実施費補助事業 療育支援加算の対象施設において、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして地域

- 住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むことができるように、主任保育士を補助する者の配置を支援する事業
- (3) 副食費徴収免除費補助事業 教育・保育給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な利用を図る事業
- (4) 産休・病休代替職員設置費補助事業 愛知県の産休・病休代替職員制度実施要綱に基づき、職員が出産又は傷病のため長期にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための産休・病休代替職員を臨時的に任用する保育所を支援する事業
- (5) 延長保育事業 延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」別紙）に定める延長保育事業
- (6) 体調不良児対応型病児保育事業 病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」別紙）に定める病児保育事業のうち同要綱第4項第3号に掲げる事業
- (7) 保育補助者雇上強化事業 保育補助者雇上強化事業実施要綱（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育人材確保事業の実施について」別添7）に定める保育補助者雇上強化事業
- (8) 保育体制強化事業 保育体制強化事業実施要綱（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育人材確保事業の実施について」別添6）に定める保育体制強化事業
- (9) 保育所等賃借料支援事業 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可保育所等設置支援事業の実施について」別添2）に定める都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- (10) 事故防止対策事業 保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「認可保育所等設置支援事業の実施について」別添5)第3項第2号に掲げる安全対策事業のうち睡眠中の事故防止対策として行う事業。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度以降に行う事業を除く。

2 補助対象経費は、別表第1欄に掲げる事業につき、同表第2欄に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる事業につき、同表第3欄に定める額を合計した額とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、年度ごとに行うものとする。この場合において、規則第4条第1項の市長が定める期日は、4月30日又は事業開始の日のいずれか遅い日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に豊明市内において法第39条第1項の保育所を設置する者は、この要綱の施行の日から2年間は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条第1号から第8号まで(第3号及び第6号を除く。)の事業に係る補助金の額に代えて、平成29年度豊明市民間保育所運営費補助金交付要綱(平成29年6月29日決裁)の例による算出額(人件費に限る。この場合において、同要綱別表第2人件費の項補助金額の欄に掲げる合計額は、平成29年度豊明市民間保育所運営費補助金の実績報告において算出の基礎とした額とする。)により交付申請することができる。

附 則(平成30年8月31日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 23 日）

（施行期日）

第 1 条 この要綱中第 1 条の規定は、決裁の日から施行し、同条の規定による改正後の豊明市私立保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和元年 10 月以降の利用分に係る副食の提供から適用する。

2 この要綱中第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の豊明市私立保育所等運営費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定は、令和 2 年度分の交付申請に係る補助金から適用し、令和元年度以前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 7 月 27 日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

1 区分	2 対象経費	3 補助金の額
1 歳児保育実施費補助事業	満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児 5 人につき 1 人以上保育士を確保するのに必要な人件費	1 月につき、利用定員（受入定員がこれを下回る場合にあっては受入定員）に係る指数（市基準による必要保育士数から国基準による必要保育士数を控除した数。小数第 3 位以下切捨て）に市長が定める額を乗じて得た額。ただし、愛知県 1 歳児保育実施費補助金交付要綱（平成 17 年 9 月 8 日付け 17 児第 2072 号愛知県健康福祉部長通知）に基づき算出した額が、これより大きい場合はその額
障害児保育実施費補助事業	療育支援加算の要件における主任保育士を補助する者（以下「補助者」という。）	1 月につき、実支出額（市長が定める額に補助者の数（障害児おおむね 3 人に 1 人以内で市長が認めた人数）を乗じて得た額を上限とする。）に 4 分の 3 を乗じ

	の 人件費	て 得た額から療育支援加算の額を控除した額
副食費徴収免除費補助事業	満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに掲げる場合における副食の提供を除く。）に要する費用	実支出額。ただし、各月在籍の対象子ども数に、市長が定める額を乗じて得た額を上限とする。
産休・病休代替職員設置費補助事業	産休・病休代替非常勤職員（保育士）の人件費	実支出額（市長が定める額に勤務日数を乗じて得た額を上限とする。）
延長保育事業	延長保育の実施に必	市長が定める額

	要な費用	
体調不良児対応型病児保育事業	病児保育の実施に必要な費用	実支出額。ただし、市長が定める額を上限とする。
保育補助者雇上強化事業	保育補助者の人件費	実支出額。ただし、市長が定める額を上限とする。
保育体制強化事業	保育支援者の人件費	実支出額。ただし、市長が定める額を上限とする。
保育所等賃借料支援事業	保育所の用に供する建物の賃借料	実支出額（市長が定める額を上限とする。）から賃借料加算の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額
事故防止対策事業	備品等の購入費、リース料	実支出額（市長が定める額を上限とする。）に4分の3を乗じて得た額